内閣衆質一〇四第一三号

昭和六十一年五月十六日

内 閣総 理 大臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 坂 田 道 太 殿

衆議院議員矢山有作君提出「日米防衛協力のための指針」 に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆 議院 議員矢山有作君提出 日 米防衛協力のための指針」 に関する質問に対する答弁

書

一の1及び2並びに二の5について

日 米防衛協力のための指 針 は、 日米間の協力の在り方に関する防衛協力小委員会の研究

協 議 の結果を取りまとめて文書の形に したものであり、 その性格は飽くまでも指針である。

の3について

御 指 摘 \mathcal{O} 答弁は、 \Box 日米防衛協力 のための指 針」(以下「指針」 という。) の内 容に つ ر ر 7 は、 閣

議 に お ١, て、 外務 大臣 . 及 び 防 衛庁長官 から報告され、 了承されたものである」 と の 趣旨 l を述 べ

たものである。

な お、「閣議決定」 とは、 内閣の機関意思を決定するものとして、 閣議 でする決定をい · \

「 閣 議 了 解 とは、 行 政 事務を分担管理する国 務大臣が、 その 機関意思を決定するに つ き、 閣 議

において与えられる了解をいう。

一の4について

統 合幕僚会議事務局及び陸上、 海上、航空各幕僚監部の関係部局がそれぞれの所掌事務に応じ

て御 指 摘の各研究に参加しており、 それぞれを担当する室又は課を特定することはできない。

また、 これまで共 同 作 .. 戦 計 画 0 研究を優先して進めてきているが、 他 の項目についても逐次

研究を実施している。

の5について

研 究 を 実 施す るに当たつて 0) 政府部 内における具体的な協議等の状況につい て は、 事 柄 0 性

質上、答弁することを差し控えたい。

の6について

御 指 摘 0) 文 書 \mathcal{O} 番号は、 長 官指 示第六号」 であ ŋ, 同 文書 は、 統合 幕 僚 会 議 議 長 及 び) 陸 上

海上、航空各幕僚長に対して発出されている。

なお、同文書は、秘密ではない。

一の7について

指 針 が 閣 議に報告された際、 防衛庁長官が 「この指針に基づき自衛隊が米軍 との間で実施

することが予定されて 7 る 共 同 作 戦 計 画 \mathcal{O} 研 究 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 作 業 につ *(* \ て は、 防 衛 庁 長 官 が 責 任 を

ŧ つて当たることとした 日 発 言 L た 0 は これ 5 \mathcal{O} 研 究 \mathcal{O} 性 格 等 に ょ る ŧ 0) で あ り、 この

ことに御指摘のような意味はない。

<u>ー</u>の 1 及 び 4 + 九 0 1 か 5 3まで、二十三の 2 か 5 4 ま で、 7 及び 8 並 びに二十 . 四 の 5 か 5 9

までについて

通 常、 日米安保条約 の関連取 極とは、 条約第六条の実施 に関する交換公文、 吉田 ・アチソン

交換 公文 等 に 関 する交換 公文、 地 位 協定、 相 互 防 衛 援 助 協 定 に 関 す る 交 換 公 文 を V) ま

関 係 法 令及 び 関 係 取 極 とは そ れ ぞ れ そ 0) 時 Þ に 現 に 存 在 す る 国 内 法 令 及 Ţ 日 米 間 \mathcal{O} 取 極 を意

味する。

 $\frac{-}{\mathcal{O}}$ 2及び3、三の 2 4 及び 9から 11まで、 兀 <u>つ</u> 5 五. $\overline{\mathcal{O}}$ 1, 六 の 1 及び 4 七 \mathcal{O} 8 9 及び

15 八 0) 24+ 二 の 2 か 5 4まで、 十三の 2 か 5 4 まで、 10 か 5 12 まで及び 20+ 兀 0 1 カコ 5 5

まで及び 12 十六 \mathcal{O} 6 十八 \mathcal{O} 4 及び 6 二 十 の 2 及 び 3、二十二の2及び 3 並 び に二十三の 6

について

御 指 摘 \mathcal{O} 部 分 は、 ١, ず れ ŧ 般的 な意味 で記 述され てい るも 0 であ

三の1について

「そ \mathcal{O} 防 衛 政策として」 は、 その次の 「整備 維持 まで か かるものであるが、 この 部分の記

述 は、 我が一 玉 \mathcal{O} 憲法及び基本的な防衛政策に基づい てい るものである。

三の3について

御 指 摘 \mathcal{O} 部 分は、 般 的 な 意味で記述されて いるも のであ るが、 いずれ にせよ 「指 針 は新た

な立法措置を義務づけるものではない。

三の5について

我 が 玉 12 お ける施設 • 区 域 は、 地位協定に基づいて米軍の使用に供されていることによるも

のである。

三の6から8までについて

非 核 \equiv 原 則 は 我 が 玉 が 主 体 的 意思には 基 づ き 我 が 玉 に お いて は 核 兵 器 \mathcal{O} 存 在 を 許 さ な い

を 内 容 とす る 政 策 で あ るところ、 日 米 安 保 条 約 \mathcal{O} 下 に お 1 て、 同 条 約 及 び 関 連 取 極 \mathcal{O} 規 定 に 従

つて 行 わ れ る核攻撃力を有する米軍部隊 と自 衛 隊 \mathcal{O} 共 同 対 処行 動 自 体 は、 非 核三 原 則 に 反する

ものではない。

運 用 に · 係 る日 米間 の協議 等に つ いては、 事 柄 の性質上、 答弁することを差 し控え

たい。

米

軍

 \mathcal{O}

部隊

四の1について

御指摘の両者には基本的な相違はない。

四の2について

共 同 対 処行 動 とは、 我が 国 防衛のため、 自衛隊と米軍が行う共 八同作戦 のように日米安保条

約 に 基 づ き 日 米 両 玉 |が共通 \mathcal{O} 危険に対処するために共同してとる行動である。

兀 \mathcal{O} 3 六 0) 7 七 0 6 及び 14 十四四 0) 6並びに十五の 1について

御指 摘 \mathcal{O} 部 分は、 いずれも特 定の ŧ のを念頭 に 置い て 記述されているわけで は な

兀 \mathcal{O} 4 五. \mathcal{O} 21七 1 及び10 八の21、 十六の1、二十の1、二十一の1、二十二の1並びに

二十三の1について

御 指 摘 \mathcal{O} 用 語 は、 7 ず れ **€** 般 的 な 意 味 で 使 用 さ れ 7 1 る ŧ \mathcal{O} で あ り、 防 衛 庁 に お 1 て 定義

されたものがあるわけではない。

五の2から4まで、6及び20並びに七の7について

共

同

作戦

計

画につい

ての研

究

は、

日本に対する武力攻撃がなされた場合に、

自衛隊及び米

軍 が、 日 本 · 防 衛 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 整 合 0 とれた作 戦 を円滑 か つ 効 果 的 に 共 同 L て 実 施 す るため の 、 「 指

針 に 基づく研究であり、 防 衛 庁 独 自 0) 研 究で、 あ る 防防 衛研 究 とは 別 個 \mathcal{O} t 0 で あ る。

な お、 「指 針 に 基 づ き自 衛 隊 及 び 米 軍 が 行 う 0 は、 一共 同 作 戦 計 画 \mathcal{O} 策 定 では なく、 飽くま

で ŧ 共 同 作 戦 計 画 に 0 7 て 0) 研 究 で あ る。

五の5について

共 同 作 戦 計 画に っつい 7 0 研究を行う」とされているの は、 情 勢 の変化等に応じて絶えず研究

を行つていく必要があること等によるものである。

五. 0) 7 に つ 7 7

御 指 摘 \mathcal{O} 用 語 に つ 1 7 明 確 に 定 義 され た ŧ \mathcal{O} が あ る わ け で は な 7 が 般 的 に は、 共 同 演

習 は 特に 総合的 な 「共 同 訓 練」 を指すも のとして使用され てい る。

(-)

共

通

0

実

施

要領」

及び

「あらかじ

8)

調

整さ

れ

た作

戦

運

用

上

一の手続

は、

1

ず

れ

も自:

衛

院及び

五. \mathcal{O} 8 か 5 10 まで及び 16 か ら 19 まで並びに十六の 7 ・ から 10 までについ 7

米 軍 が 整 合 0) لح れ た 作 戦 を 円 滑 カゝ 0 効 果 的 に 共 同 L て 実施 す る た 8) 0 ŧ \mathcal{O} で あ る が 共 通

 \mathcal{O} 実 施 要 領」 が 作 戦 上 必 要 کے 認 め る 具 体 的 な 実 施 \mathcal{O} 手 順 で あ る 0 に 対 あ 5 か じ 8 調 整 さ

n た 作 戦 運 用 上 \mathcal{O} 手 続 لح は 自 衛 隊 及 び 米 軍 が そ れ ぞ れ \mathcal{O} 指 揮 系 統 に 従 0 て 行 動 す る

カン 5 必 要となる手続で あ る。

(二) 一共 通 0 実 施 要領」 及 び 「あら かじめ調整された作戦運用上の手 続 の具体的内容等に こついて

は、 現在研究中である。

な お 御 指 摘 \mathcal{O} 「標準 化 協定 (Standardization Agreement) | 0) 性 格等に つい て は 承 知

ていない。

五の11、14及び15について

御指 摘 \mathcal{O} A С Р 及 び A T P は、 米軍が作成した文書で、 それぞれ標準的な通信要領及び戦術

要 領 を定め たも 0 で あ ý, 昭 和三十 匹 年 か 5 各 自 衛 隊 にお () . て 使用することが 承認され て ζ, る

が、 そ \mathcal{O} 種 類につい ては、 事柄 \mathcal{O} 性質上、 答弁することを差し控えたい。

五の12について

御 指 摘 \mathcal{O} 答 弁 は、 A C P及びATPを念頭に置 \overline{V} たも 0 であ

五の13について

IJ Δ パ ツ ク 84 において、 海上自衛 隊 は、 ACP及びATPを使用 したが、 これらは、 「秘」に

区 分されており、 その種類、 名称及び内容について答弁することは差し控えたい。

五. \mathcal{O} 22 及 び 23 六 の **5** 及 び 6 七 0 2 カュ 5 5 ま で 、 及 び 11 から 13 まで、 八 0 5 か 5 9 ま で 及 び 27

+ \mathcal{O} 4 及 び 5 十三 0) 14 17 及 び **21** から 24 まで、 十 四 0 11 及 び 14 か ら17まで、 十 五 0 2 十七

並びに十八の2、3及び5について

御指摘の点は、いずれも現在研究中である。

なお、 相 互間 \mathcal{O} 通 信 連絡体系」、 「相互支援」、 「緊急取得要領」、 「自衛隊と米軍との間の

調

整 機 関」、 「 情 報 組 織 及 び 情 報の要求、 収集、 処理及び配布」 は、 それぞれ __ 般的な意味で使

用されているものである。

六の2について

自 衛 隊 は、 従来 か 5 米 軍 との 間 で必一 要な情報交換を行つてきているところである。

六の3、十五の3及び二十三の9について

御指摘の点の国内法上の根拠は、 いずれも防衛庁設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号) 第

六条である。

七の16及び17につい

7

指針」、 に基づく各種の研究は、 特定の取極を締結することを目的とするものではない。

八の1について

指 針 にいう「武力攻撃がなされるおそれのある場合」 は、 一 般的な意味で記述されている

ŧ のであるが、これ は、 日 米 両 玉 が 整合 のとれ た共 同 対処 行 1動を 確 保す るため に必 要な 準備を行

うことが 適当であるような 事 態 を指 す É \mathcal{O} で あ ŋ, 自 衛 隊 法 (昭 和 <u>二</u> 十 九 年 法 律第 百 六 + 五 号)

第七十六条に規定す Ź 防 衛出 動 0 要件とし ての 武 **山**力攻撃 0 おそれ 0) ある場 合」より 広 ١ ر 概念で

あると考えている。

八 0 2から4まで、 28 及び 29十九の6及び7、二十の4及び6、二十一の2及び3並びに二十

二の4、5、8及び10について

御 指 摘 \mathcal{O} 点 は 日 米 間 \mathcal{O} 協 力 \mathcal{O} 基 本 的 な 在 り 方 等 に つ **,** \ て 記 述され 7 V) る 部 分 に 係 る ŧ \mathcal{O} で

あ る が、 そ \mathcal{O} 具 体 的 内 容 等 に 0 ر را て は、 7 ずれ ŧ **今** 後 \mathcal{O} 検 討 0) 課 題 で あ る。

八の10、11及び13について

作 :戦準: · 備 _ は、「日本に対する武力攻撃がなされるおそれのある場合」 に実施されるも のであ

り、 般 的 には、 防 衛 出 動 待 機 命令より 前 の時点か ら行わ れ るものと考えてい るが、 そ 0) 具 体

的内容等については、現在研究中である。

な お 命 令に よる 治 安 出 動 治 安 出 動 待 機 命 令 及 び 海 上 に お ゖ る 警 備 行 動 は、 我 が 玉 に 対 す

る 武 力 攻 撃 に 対 処す Ś ため に 下 - 令され る ŧ \mathcal{O} で は な 1

八 \mathcal{O} 12 14 カン 5 18 まで、 2023 25 及 び 26 に 0 1 て

共 通 \mathcal{O} 準 備 段 階」、 「共 通 \mathcal{O} 基 準し、 「 行 動 準 備 「その 他 0) 作 戦 準 備 に係る事 項」、 部 隊 \mathcal{O}

戦 闘 準 備 0 態 勢」 及び 「戦闘準備」 は、 ١ ر ずれも一般的な意味で使用されてい るもので あるが、

それぞれ 0 具体的内 容等に つい ては、 *ر* ر ず れも現在研究中であ

な お 御 指 摘の 「デフコ ン が 米 軍 \mathcal{O} 警 戒 態 勢を 上 指 すの で あれば、 これ は、 御指 摘 \mathcal{O} 「航空自

衛隊の『警戒態勢』」等とは別個のものである。

八の19及び十八の1について

情報活 動 及 び 「 情 報」 は、 それぞれ一 般的な意味で使用されているものであるが、 7 ずれに

せ ょ、 自 衛 隊 \mathcal{O} 情 報 活 動 は 我 が 玉 \mathcal{O} 憲 法 及 び 基本 的 な防 衛 政 策 0) 範 囲内で行わ れ る ŧ \mathcal{O} で あ

る。

八の22について

御 指 摘 \mathcal{O} 用 語 は、 指 針 に お **(**) て記述されているものではなく、 また、 防衛庁 に お ** \ て定義

されたものがあるわけではない。

九について

御 指 摘 の部 分は、 7 ず れ Ł 日 米 安 保 条 約 及 び 防 衛 計 画 \mathcal{O} 大綱 に従 つて記 述さ れ て V) る Ł \mathcal{O} で

あ り、 指 針 に いう 「限定: 的 か つ 小 規 模な侵略」 とは、 防 衛計 画 0) 大 綱の 「限定的 か つ 小 規模な

侵略」と同様な意味である。

十の1について

御指摘のそれぞれの英文の表現には、基本的な相違はない。

十の2及び3について

御 指 摘 \mathcal{O} 点 に つい て、「指 針 に お 7 て は、 そ れ ぞ れ \mathcal{O} 防 衛 力 を 適 時 か 0 効 果 的 に (inа

timely and effective manner) | 運用 することとされ て **,** \ る が ک れ は 般 的 な 意 味 で 記 述

されているものである。

十一の1及び2並びに十四の7及び8について

自 衛 隊 の実施する各種の作戦 は、 我が 国の憲法及び基本的な防衛政策の範囲内で行わ れるも

のである。

な お、 防 勢 作 戦 は、 般的な意味で使用されてい るも のであ ŋ, 防衛庁におい て定義された

ものがあるわけではない。

+ <u>・</u> の 3 十三の 5から9まで及び13並びに十四の9及び10について

御

指

摘

の点

は

状況によ

つて異なるので、

概に述べることは

困難であ

るが、

١,

ずれにせ

ょ、 自 衛 隊 \mathcal{O} 実施 する作戦について は、 我が 玉 一の憲法 及 び 基本的 な防 衛 政 策 \mathcal{O} 範 开 内 で 行 わ れ

るものであることは先に述べたとおりである。

十一の6について

御 指 摘 0 ような 事 実は 承知して ١ ر な 1 が、「自 衛隊 0 能 力 の及ば、 ない機能」に関連する米国 0

日 本 に 対する協力の具体的な在り方については、 現在研究中である。

十二の1について

御指 摘 の点 は、 米 陸 軍 以外の 陸上部隊も念頭 に置 *(*) て記述されていることによるも のであ

る。

十二の 5 及び 6 並びに十三の 15 及び 25 について

御指摘の点は、いずれも我が 国 (T) 防衛 作戦の基本的な考え方等を踏まえ、 それぞれの作戦の

特性に応じて記述されているものである。

な お、 共 同 作 戦 (T) 実施に当たつては、 部隊の来援の必要性を含め、 日米間で話合いが行われ

ることになるものと考えている。

十三の1について

御 指 摘 の点 は、 海上作 戦の態様 を 「周 辺 海域 の防 衛 のため の海上作戦」 ح 「海上交通の保護の

ため \mathcal{O} 海上: 作戦」 とに区分して整理していることによるものである。

十三の16について

御指 摘 0 「 運 用上の観点」 という記述は、 我が 玉 の海 上防 衛力整 備の観点ではなく、 我が 国 防

衛 のため必 要な範 囲 で実際に作戦を実施する場合の観点という意味である。

十三の18及び19について

御 指 摘 \mathcal{O} 点に ついて、「指針」においては、「機動打撃力(additional mobility and strike

power)」とされているが、これは、 一般的な意味で記述されているものである。

十四の13について

御 指 摘 \mathcal{O} 点 は 米 軍 が行うこととされ てい る 航 空打擊 力を有 する航空部 隊 \mathcal{O} 使 用 を伴うよ

う な 作 戦 は、 自 衛 隊 \mathcal{O} 能 力の 及ば ない 機能 を補完するための 作戦 とし て実施され るも 0 であ

ること等によるものである。

十五の4について

「指針」 は、 主として機能別に日米間の協力の在り方を記述しているものである。

十六の2について

御 指 摘 \mathcal{O} 点は、 英文では、 「command - and - control channels」という一つの用語として

記述されているものである。

十六の3から5までについて

御指 摘の 「統制権」とか 「作戦統制」とかについては、「指針」 において記述されているものでは

なく、 また、 日米間において定議されたものがあるわけではな V)

1 ずれにせよ、 自 I 衛隊 及び米軍はそれぞれ この指揮で 系統に従つて行動するものである。

十六の11から13までについて

松 前 ・ バ ンズ取極」 は、 我が国における対領空侵犯措置のためのものであり、 締結以来改

正されておらず、今日においても有効である。

十八の7について

先に述べたとおり、 「指針」 は、 そもそも新たな立法措置を義務づけるも のではない。

十九の4について

指針」にいう「後方支援活動」 は、「日本に対する武力攻撃がなされた場合」に行われるもので

あり、御指摘のようなことはない。

十九の5について

後方支援」は、 一般的な意味で使用されているものであり、 防衛庁において定義されたもの

があるわけではない。

御 指 摘 \mathcal{O} 後 方補: 給 については、 「指針」にお いて記述されているものではなく、 また、 防 衛

庁において定義されたものがあるわけではない。

二十の5について

一般的に、調達は、取得の一手段であると承知している。

二十二の6及び7について

自 衛 隊 が 御指 摘 0) 米 軍 の装備品の整備」について支援を実施する場合、 その国内法上の根拠

は、防衛庁設置法第六条である。

また、これまで自衛隊が米軍の装備品の整備を行つたことはない。

二十二の9について

御指 摘の 関連活動」とは、「指針」 の II の 2 (2) (0) (v) (0) (c) 「整備」 に関連する活動をいう。

二十三の5について

御 指 摘 の点 について、「指針」 においては、「効果的かつ経済的な使用」 とされているが、 これ

は、一般的な意味で記述されているものである。

二十四の1について

日米安保条約上の極東の範囲については、昭和三十五年二月二十六日に衆議院安保条約等特

別委員会に提出された政府統一見解のとおりである。

二十四の 2から 4まで及び 10から 15までについて

御 指 摘 0 部 分 ないい ずれ **t** 般的な意味で記述されてい るものであり、 特定の ŧ のが念頭に

置 か れ てい るわけではなく、 また、「指針」 のⅢにおいて想定されているのは、 文字どお り、 日

本以外 の極東における事態で我が国 の安全に重要な影響を与える場合である。

研 究 作 業 \mathcal{O} 内容については、 事 柄 の性質上、その公表は 日 米安 保体 制 \mathcal{O} 効 果的 運 用 に 支障を

来すことともな り得 る ので、 研究 開 始 当初 ょ り、 日 米 関係 当局間 で不公表とする旨 合意されて

おり、答弁することを差し控えたい。

右答弁する。